

# 令和元年9月市議会定例会議提出議案

(令和元年9月 日提出)

区分	予算関係	決算認定	条例関係	その他議案	報告	計
件数	2	4	14	7	7	34

\*この資料は、主な改正点等について、参考まで記載したものです。

- 1 議案 第 号 令和元年度福島市一般会計補正予算
- 2 議案 第 号 令和元年度福島市介護保険事業費特別会計補正予算
- 3 議案 第 号 平成30年度福島市各会計歳入歳出決算認定の件
- 4 議案 第 号 平成30年度福島市水道事業会計決算認定及び剰余金処分の件
- 5 議案 第 号 平成30年度福島市下水道事業会計決算認定及び剰余金処分の件
- 6 議案 第 号 平成30年度福島市農業集落排水事業会計決算認定の件
- 7 議案 第 号 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件  
子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

- (1) 福島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
  - ① 子育てのための施設等利用給付について、支給認定の際に地方税関係情報を取得するための改正
  - ② 無償化に伴い、個人番号利用事務から私立幼稚園就園奨励費補助事業に関する事務を除くための改正
- (2) 福島市立幼稚園の授業料に関する条例
  - ・ 子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い、条例中で使用する用語を修正するための改正
- (3) 福島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
  - ・ 特定地域型保育事業等における連携施設の確保義務及び食事の提供に要する費用の取扱いに関する規定等を変更するための改正
- (4) 福島市保育所条例
  - ・ 子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い、条例中で使用する用語を修正するための改正
- (5) 福島市立認定こども園条例
  - ・ 子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い、条例中で使用する用語を修正するための改正

(令和元年10月1日から施行。ただし(1)の②は令和2年4月1日から施行)

- 8 議案 第 号 福島市子育てのための施設等利用給付の対象となる認可外保育施設の基準を定める条例制定の件  
子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い、子育てのための施設等利用給付の対象となる認可外保育施設の基準を定めるため、条例を設ける。

【条例の主な内容】

- ・ 給付の対象となる認可外保育施設の職員及び設備等に関する基準を規定

認可外保育施設(1日に6人以上を保育)									
職員に関する基準	○配置基準(児童:保育従事者) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>乳児(満1歳未満)</td> <td>3:1</td> </tr> <tr> <td>満1歳以上満3歳未満</td> <td>6:1</td> </tr> <tr> <td>満3歳以上満4歳未満</td> <td>20:1</td> </tr> <tr> <td>満4歳以上</td> <td>30:1</td> </tr> </table> 保育従事者2人を下回らないこと ○職員 保育従事者の3分の1以上が保育士、看護師又は准看護師	乳児(満1歳未満)	3:1	満1歳以上満3歳未満	6:1	満3歳以上満4歳未満	20:1	満4歳以上	30:1
乳児(満1歳未満)	3:1								
満1歳以上満3歳未満	6:1								
満3歳以上満4歳未満	20:1								
満4歳以上	30:1								
設備に関する基準	○面積 保育室(全年齢) 1.65㎡以上/人 ※乳児の保育を行う場所は区画する。 ○設備 調理室、便所								
児童の処遇に関する基準	○保育の内容 保育所保育指針を理解する機会の確保 ○給食 弁当持参、市販弁当可 ○保護者との連絡 緊急時における連絡体制の整備								

(令和元年10月1日から施行)

## 9 議案 第 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行う。

### 【主な改正内容】

- (1) 福島市交通教育専門員設置条例
  - ・交通教育専門員の任用根拠を変更するための改正
- (2) 福島市職員定数条例
  - ・会計年度任用職員を職員定数から除外するための改正
- (3) 福島市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例
  - ・地方公務員法の一部改正に伴う条例中で引用する条項の改正
- (4) 福島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
  - ・フルタイム会計年度任用職員が人事行政の運営等の状況の公表対象とされたことに伴う改正
- (5) 福島市職員の分限に関する条例
  - ・会計年度任用職員の休職期間を定めるための改正
- (6) 福島市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例
  - ・会計年度任用職員が懲戒処分を受けた場合の減給の効果を定めるための改正
- (7) 福島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例
  - ・会計年度任用職員の勤務時間等について規則において規定するための改正
- (8) 福島市職員の育児休業等に関する条例
  - ・会計年度任用職員の育児休業等について規定するための改正
- (9) 特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例
  - ・要件が厳格化された特別職非常勤職員の報酬等について整理するための改正
- (10) 福島市職員の給与に関する条例
  - ・会計年度任用職員を対象外とするための改正
- (11) 福島市職員の退職手当に関する条例
  - ・フルタイム会計年度任用職員に退職手当を支給するための改正
- (12) 福島市職員等の旅費に関する条例
  - ・会計年度任用職員に旅費を支給するための改正
- (13) 福島市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例
  - ・水道局企業職員の、会計年度任用職員の給与等について必要な事項を定めるための改正

(令和2年4月1日から施行)

## 10 議案 第 号 福島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定の件

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるため、条例を設ける。

### 【条例の主な内容】

- (1) フルタイム会計年度任用職員の給料、初任給調整手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び期末手当について必要な事項を規定
- (2) パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償について必要な事項を規定

(令和2年4月1日から施行)

## 11 議案 第 号 福島市語学指導等を行う外国青年の報酬、勤務時間その他の勤務条件に関する条例制定の件

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

### 【条例の主な内容】

- (1) 会計年度任用職員制度の導入にあたり、外国語指導助手及び国際交流員の報酬、勤務時間その他の勤務条件について必要な事項を規定
- (2) 外国語指導助手の連絡調整及び指導、助言を行う「主任外国語指導助手」を創設

(令和2年4月1日から施行)

12 議案 第 号 福島市手数料条例の一部を改正する条例制定の件

住民基本台帳法等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

(1) 住民基本台帳法関係

- ① 本人確認情報の長期かつ確実な保存のため住民票等を削除した後も除票として保存し、除票に記載した事項に関する証明事務を行うため手数料を規定

・ 1 件につき 300 円

(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係

- ・ 高効率の省エネ設備を備えた建築物が受けることができる建築物エネルギー消費性能向上計画の認定が、単棟から連携する複数建築物にも拡大されたため、認定手数料を改正

(3) 消防法関係

- ① 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置許可申請に係る審査手数料を改正

・ 貯蔵最大数量10,000kl以上50,000kl未満 158万円 → 159万円

・ 貯蔵最大数量50,000kl以上100,000kl未満 194万円 → 195万円

・ 貯蔵最大数量100,000kl以上200,000kl未満 226万円 → 227万円

(1) (公布の日から施行)

(2) (建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律附則第1条の規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行)

(3) (令和元年10月1日から施行)

13 議案 第 号 福島市立学校条例の一部を改正する条例制定の件

福島市立土湯小学校の統廃合に伴い、所要の改正を行う。

【改正内容】

- ・ 福島市立土湯小学校を廃校とし、福島市立荒井小学校に統合

(令和2年4月1日から施行)

14 議案 第 号 福島市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定の件

住民基本台帳法施行令等の一部改正に伴い、住民票等への旧氏記載を受け印鑑登録証明事務においても旧氏記載の対応を行うため所要の改正を行う。

【主な改正内容】

- ・ 戸籍上の氏が変わった場合においても、旧氏を表す印鑑の登録と旧氏を併記した印鑑登録証明書の交付が可能となるよう規定

(令和元年11月5日から施行)

15 議案 第 号 福島市子ども発達支援センター条例の一部を改正する条例制定の件

福島市子ども発達支援センターの移転に伴い、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

(1) 福島市子ども発達支援センターの位置を変更

(2) 発達障がい等に関する相談、支援及び普及啓発に関する業務の実施について明確化

(1) (公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行)

(2) (公布の日から施行)

16 議案 第 号 福島市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び福島市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

【改正内容】

- ・ 保育所及び幼保連携型認定こども園の保育室等を建物の3階以上に設ける場合の要件として、耐火建築物であることを規定

(公布の日から施行)

17 議案 第 号 福島市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

災害弔慰金の支給等に関する法律等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

(1) 災害援護資金の貸付けを受けた者が償還金を支払うことが著しく困難になったと認められる場合、支払を猶予することができる規定を追加

(2) 災害援護資金の貸付けを受けた者が破産手続開始の決定を受けた場合、償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる規定を追加

(公布の日から施行)

18 議案 第 号 福島市専用水道に係る水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件  
水道法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

【改正内容】

- ・法施行令の一部改正に伴う条例中で引用する条項の改正

(令和元年10月1日から施行)

19 議案 第 号 福島市都市公園条例の一部を改正する条例制定の件

信夫ヶ丘球場改修に伴い、温水シャワー設備及び冷暖房設備を新設するため、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

- (1) 温水シャワー及び冷暖房使用料を追加
- (2) 使用料

施設区分	設備区分	使用料
信夫ヶ丘球場	温水シャワー	1室1時間につき 400円
	冷暖房(会議室)	1時間につき 100円
	冷暖房(会議室以外)	一式1時間につき 800円

(公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行)

20 議案 第 号 福島市水道条例の一部を改正する条例制定の件

水道法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

【改正内容】

- ・法施行令の一部改正に伴う条例中で引用する条項の改正

(令和元年10月1日から施行)

21 議案 第 号 和解の件

市営住宅に係る債務不存在確認請求事件について、福島地方裁判所の和解案に基づき、和解する。

22 議案 第 号 市道路線の認定の件

一般公共の用に供するため6路線を認定する。

23 議案 第 号 工事請負契約の件(写真美術館再整備工事(建築本体))

写真美術館再整備工事(建築本体)について、請負契約を締結する。

24 議案 第 号 工事請負契約の一部変更の件(福島大笹生IC周辺地区工業団地(仮称)造成工事)

工事内容の変更に伴い、契約金額等を変更する。

25 議案 第 号 工事請負契約の一部変更の件(福島市一般廃棄物新最終処分場建設に係る搬入道路新設工事(I期工事))

工事内容の変更に伴い、契約金額等を変更する。

26 議案 第 号 財産取得の件(高規格救急自動車(清水救急2))

福島消防署清水分署の高規格救急自動車を1台更新する。

27 議案 第 号 財産取得の件(高規格救急自動車(杉妻救急1))

福島南消防署杉妻出張所の高規格救急自動車を1台更新する。

28 報告 第 号 福島市一般会計予算の継続費精算の件

29 報告 第 号 平成30年度福島市健全化判断比率及び資金不足比率報告の件

30 報告 第 号 福島市農業・農村振興条例に基づく年次報告の件

31 報告 第 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく報告の件

32 報告 第 号 福島市中小企業振興基本条例に基づく報告の件

33 報告 第 号 市が資本金を出資している法人の事業計画等提出の件

34 報告 第 号 専決処分報告の件